

閉鎖登記簿電子化のお知らせ

この度、本登記所に保管されている輪島市の土地閉鎖登記簿（不動産登記事務のコンピュータ化に伴い、昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項又は平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により閉鎖された登記簿）が電子化されました。

これに伴い、輪島市の同土地閉鎖登記簿の謄抄本交付及び閲覧につきましても、電子情報を用いて交付（認証文付与）又は閲覧に供して行うこととなります。

取扱開始日 平成26年4月1日

平成26年3月11日

金沢地方法務局輪島支局